

Features and Problems of Intellectual Property Trust from the Viewpoint of Trust Law Theory

Graduate School of Humanities & Social Science, Tsukuba University

Hoshino, Yutaka

信託・知的財産管理

1. 本報告の目的と構成

本報告は、「知的財産信託」の特徴と問題点を、信託に関する理論的観点から検討することにより、知的財産管理における新たな観点の可能性を探ろうとするものである。

以下では、まず、知的財産信託を簡単に定義し、従来の議論の中で一般的に説かれている知的財産信託の特徴と問題点を列挙する(2、3)。次に、信託法理論から見て、知的財産信託がどのように位置づけられるかを議論したうえで(4)、知的財産管理に関する実務上の問題点の解決のための試論的私見を提示してみる(5)。

2. 知的財産信託の「一般的特徴」

「知的財産信託」をごく簡単に定義してみると、信託法理論の側から見れば、「知的財産を信託財産とする信託関係」を指す。これを、知財実務の側から見れば、「信託という法律構成を用いて知的財産管理を行うこと」になる。

知的財産信託の特徴として従来から指摘されているのは、以下に述べるとおり、知的財産管理の「合理化」と「適正化」を図る手段である、という点にある。

第一に、信託関係における信託財産からの利益配分については、当該信託関係における受益権の内容を信託条項により自由かつ柔軟に定めることができるため、他の法律構成に比べて多様な権利関係を創り出すことができる(財産管理関係の多様化)。従って、知的財産信託においても、知的財産から生ずる利益配分につき、多様な状況やその変化に応じた柔軟な対処が可能となるほか、場合によっては従来存在しなかったような新たな権利関係を創出させることもできる。

第二に、信託財産は、信託関係当事者の固有財産から法律上の責任関係が分離独立しているため、関係当事者の倒産などの事態においても、当初予定された管理関係を原則として継続することができる(信託による倒産隔離)。又、信託財産の管理処分権限は受託者に帰属するが、受託者による財産の管理処分権限は信託目的によって拘束されており、それに違反する処分は効力を生じない(信託目的による拘束性)。以上により、知的財産信託においては、他の法律構成による場合と比べて、関係者の倒産や違法処分などの事態に対して、財産管理の安定的な継続を図ることができる。

第三に、信託関係においては、財産を管理処分する権限が帰属する受託者と、財産からの利益を享受する受益者とが原則として別人格とされているため、関係当事者の能力と状況に応じた適切な法律関係を形成することができる（信託財産管理における機能分化）。従って、知的財産信託においても、財産管理において高い能力を発揮する者と知的財産からの利益享受を最大化しようとする者とが機能分化することにより、合理的な財産管理を達成することが可能となる。

以上のとおり、知的財産管理において信託を利用することは、財産管理の「多様化」を促し、その結果として、財産管理における「合理化」「適正化」を図ることができる、ということが、従来主張されてきた知的財産信託の「特徴」であると考えて差し支えない。

3. 知的財産信託の「一般的問題点」

しかしながら、以上に述べてきた知的財産信託の「特徴」は、法律関係における問題発生への対処をいささか楽観的に捉え過ぎていると言わざるを得ないように思われる。

第一に、信託によって財産管理関係が多様化できるということは、逆から見れば、法律関係が複雑となったことによる紛争の原因となりかねないわけであるから、当事者の予測可能性を高めるためには、結局、従来存在している権利関係と大差ない範囲の「多様化」を図ることが必要かつ有益であることになる。

第二に、信託は、確かに関係当事者の破産とは無関係に存続することが原則であり、受託者の目的外処分に対しても関係当事者による取消権が認められているが、そのような権利が法律上認められていることと、現実の局面において財産管理が安定的に継続できるかは、やや異なる部分があることが否定できない。又、関係者の状況と無関係に信託目的に従って信託が存続するという事は、緊急事態における柔軟な管理関係の変更が難しいことを同時に意味しており、このこと自体を一つのリスクと考えることもできる。

第三に、信託関係当事者における機能分化は、関係当事者間の信頼が十分保たれ、管理処分権者である受託者が不正不当な管理処分をしない間は、財産管理における合理化を最大限に発揮できるが、法律上の権利や法的手段が実際に意味を持つのは、むしろ当事者間の信頼関係が損なわれ、不正不当な行為がなされた場合においてであるから、理論的にはかなり脆弱な基盤の上に立っている部分があることに、十分注意しなければならない。

以上を要するに、信託の一般的特徴として説かれている点は、別の面から見れば、同時に信託の問題点ともなっているわけであり、結局のところ、当事者間の信頼関係をどのように図り、どの程度の将来予測を行うことができるかが、実務における信託の利用可能性を左右しているということができる。

4. 知的財産信託の理論的位置づけ

前述のとおり、知的財産信託は、理論的には「知的財産を信託財産とする信託関係」であるが、ここで「知的財産管理」という点から少し離れて、この表現の持つ意味を柔軟に考えてみることにしたい。

第一に、信託法理論の側から見れば、信託財産を構成する財産が知的財産かそれ以外の財産かで、信託関係の重要部分が変化するわけではない。他方、実務的には、有体財産と無体財産とで、具体的な財産の管理処分態様に相当の差が出てくるのが予測できるが、

無体財産が他の無体財産に変化したとしても、税制その他の書類上の取扱についてはともかく、具体的な財産管理態様については、それ程の変化は生じないものと思われる。従って、知的財産を信託財産とする信託関係と、一般的な債権を信託財産とする信託とでは、少なくとも理論的な取扱については完全に同一ということができるから、実務上これを連動させて一体的な信託関係として取扱う可能性を検討してみる余地がある。

第二に、信託法理論上、信託関係が成立するか否かは、「財産権」が信託されるか否かによって定まるものであり、当該「財産権」にどの程度の経済的価値が伴っているかは、経済的利益の保全、獲得を直接的な信託目的としていない限り、信託関係の存続に影響を与えない。他方、実務において、経済的価値を有する知的財産と有しない知的財産とで、取扱いに明らかな差を設けることは、実務が知的財産に基づく利益の獲得を図ろうとするものである以上当然であると思われるが、現実の局面で、どの知的財産にどの程度の経済的価値が付随するか自体を予測することや、あるいは、成立後に相当な経済的価値の付随を予測できたとしても、果たして当該知的財産が成立するか否かを予測することは、極めて困難であると考えられる。従って、知的財産の経済的価値の有無により信託の成否が分かれるわけではないという理論的観点を基に、知的財産に経済的価値が付随することが明らかとなる前の段階で、信託関係を形成することは、知的財産管理の合理化、適正化のために、相当程度有益であると考えられる。

5. 信託法理論からみた知的財産信託の応用試論

周知のとおり、現在の知的財産管理における大きな実務上の問題点は、知的財産に関する利益配分について、関係当事者間の合意が成立しにくい場合があることであるが、その原因は要するに、知的財産成立前と成立後とで当事者の合意形成の前提が大きく異なってしまう点にあると考えられる。実際、知的財産に関する信託設定に際して問題となる点の一つは、知的財産が成立する前の段階で当該知的財産が果たしてどれほどの経済的価値を獲得することができたかが不明であったことのリスクを適正に反映できないことにあると思われる。従って、知的財産として成立する前の段階から信託関係を形成しておくことにより、知財管理の合理化、適正化を図ることは、関係者間の衡平を実質的に図るという点から見ても、必要かつ有益であると考えられる。

しかしながら、信託財産の対象となる財産は、「財産権」であるとされているため、知的財産となる前の発明、考案過程における権利関係や実験対象等を、直接信託財産とできるかは、やや困難な問題が付きまとう。この場合、知的財産が成立した際に信託関係を形成するとの内容の予約契約を締結しておくことも可能であるが、少なくともこの段階では「信託関係」は形成されていないため、信託成立前に状況変化が生じた場合の対処がさらに問題となってしまう。そこで、発明、考案時において財産権としての内容を持ちうるものを他に考えてみる必要が生ずるわけであるが、例えば、発明、考案に必要な実験設備等の利用権を信託財産とする信託関係を形成させておき、当該実験設備等から生じた知的財産を当該利用権からの成果として信託財産の範囲に組み入れる、という法律構成については、今後検討してみる余地があるように思われる。

他方、知的財産管理に関するもう一つの大きな問題として、発明、考案される知的財産自体の管理に加え、発明、考案を行う者と実験設備等を提供する者との間の信頼関係をど

のように維持すべきか、という点があることは明らかであるが、この点においても、知的財産成立前における実験設備等の利用権を信託することにより、一つの解決方法を見いだすことができるかもしれない。すなわち、前記の利用権を信託財産とする信託関係を形成するに際して、従来の実務における常識と異なり、発明、考案をする者の方を受託者、実験設備等を提供する者の方を委託者兼受益者とすることにより、信託財産である当該実験設備等から生じ、ないしは生じうる知的財産が、不正不当に流出することを未然に防止するため、「受託者」である発明、考案をする者に一定の義務と責任を負わせることが、この法律構成をとることにより可能となってくるわけである。

もっとも、この場合、発明、考案する者がいわゆる「知的財産管理」に秀でてしているか否かは状況によるわけであるが、仮に発明、考案する者の管理能力に不安がある場合には、管理能力のある者を受託者の代理人として設置することも可能であるため、具体的な管理態様に支障が生ずることは、必ずしもないように思われる。又、この方法を採用した場合、発明、考案をした者が受託者となる関係上、当該知的財産の名義は発明、考案をした者に帰属することとなるが、このことも、むしろ素朴な感覚に合致するように思われる。要するに、「知的財産」は、本来的には発明、考案を現にした者の知的活動の所産であり、実験設備等を提供する者は知的財産成立を目的とした一種の投資活動をしている、という前提に立ったうえで、知的財産から生ずる利益の合理的かつ適正な配分を考えるべきではないか、ということが、本報告の基本的な考え方としてあるわけである。

以上のとおり、信託法理論から見た知的財産信託は、従来言われてきた観点とは全く別の次元で、より合理的かつ適正な知的財産管理を達成することができる可能性を有するものと思われる。但し、今後の課題として、上記のような信託関係を形成させた場合、第三者との関係で受託者のみに全責任を負わせるとする従来信託法理論の常識をどこまで維持すべきであるか、すなわち、信託財産から利益享受を受ける受益者は、従来では第三者に対する関係での責任を基本的に負わないものとされてきたわけであるが、受益者が知的財産の成立や利益獲得に関して一種の投資活動を行っている以上、第三者に対する責任を受託者と共に負うべき場合が生ずるのではないか、という問題点が改めて浮上する可能性があることも、併せて指摘しておく必要があるように思われる。

以 上

(参照文献)

- ・星野豊『信託法理論の形成と応用』（信山社、2004年）
- ・知的財産研究所編『知的財産権の信託』（雄松堂出版、2004年）
- ・みずほ信託銀行編『債権流動化の法務と実務』（きんざい、2005年）